



Release

2025 年 10 月 31 日

株式会社 NOVA ランゲージカンパニー
代表取締役社長 隈井 恭子

消費者庁からの不当景品類及び不当表示防止法の規定に基づく措置命令について
お詫びとご報告

平素は格別のご愛顧を賜り厚く御礼申し上げます。この度、弊社は、不当景品類及び不当表示防止法（以下「景品表示法」といいます。）第 7 条第 1 項の規定に基づく消費者庁の措置命令（令和 7 年 10 月 17 日付）に従い、一般消費者の誤認を排除するため、次のとおり周知いたします。

◆措置命令の対象になった内容

・弊社は、弊社が運営する「NOVA」と称する英会話教室（以下「英会話教室NOVA」といいます。）において供給する英会話に係る役務（以下「本件役務」といいます。）を一般消費者に提供するに当たり、「NOVA駅前留学。」と称する自社ウェブサイト（以下「自社ウェブサイト」といいます。）において、例えば、「おためし留学」と称するコースについて、令和 6 年 9 月 1 日から同月 30 日までの間、「入会金 一般 20,000円（税込22,000円）▶0円」と表示するなど、あたかも、「税込22,000円」と称する価額は、本件役務で提供する5つのコースを受講するために英会話教室NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかのように表示していました。

・同様に、弊社は、本件役務を一般消費者に提供するに当たり、自社ウェブサイトにおいて、例えば「NOVAバイリンガルKIDS」と称するコース（以下「NOVAバイリンガルKIDS」といいます。）について、令和 6 年 9 月 1 日から同月 30 日までの間、「入会金 KIDS 10,000円（税込11,000円）▶0円」と表示するなど、あたかも、「税込11,000円」と称する価額（以下「22,000円」と称する価額と併せて「本件通常入会金」といいます。）は、NOVAバイリンガルKIDSを受講するために英会話教室NOVAへ入会する者が通常支払うべき費用であり、実際に支払うべき費用が当該通常支払うべき費用に比して安いかのように表示していました。

・実際には、本件通常入会金は、本件役務を受講するために英会話教室NOVAへ入会する者に対し、最近相当期間にわたって支払わせた実績のないものでした。

これらの表示は、本件役務の取引条件について、実際のものよりも取引の相手方に著しく有利であると一般消費者に誤認される表示であり、景品表示法に違反するものでした。

上記につきましては現在是正対応済ですが、弊社グループでは、本件を真摯に受け止め、関係法令を遵守のうえ、速やかに対応を進めております。お客様および関係各位にご心配をおかけしておりますこととお詫び申し上げますとともに、今後同様の事案が生じぬよう、再発防止に全力で取り組んでまいります。

なお、この措置命令は広告表示に関するものであり、弊社が提供する商品・サービスの内容や品質に関するものではありません。

生徒様、関係者の皆様にはご迷惑とご心配をお掛けいたしましたこと、深くお詫び申し上げます。

【本件に関するお問い合わせ先】

株式会社 NOVA ランゲージカンパニー 英会話企画①課課長 上田奈緒子
TEL 03-5479-5109
Email n_ueda@nova.co.jp